お客さまへ

福岡県信用組合

各種預金規定等の一部改定のお知らせ

当組合は、平成30年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた対応、及び、令和2年4月1日の民法改正を見据えた対応を行い令和2年4月1日から預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来の金融取引よりも詳細に確認させていただいたり、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。

また、確認にあたっては、各種資料等のご提示をお願いする場合があり、当組合が求める 確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけないときは、お取引をお断りさせてい ただいたり制限させていただく場合があります。

なお、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限させていただ く場合があります。

改定後の規定については、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適応させていただきます。

記

1. 対象となる預金規定等

<預金積金規定集>

預金積金共通規定、普通預金規定 (無利息型普通預金を含む)、総合口座取引規定、 貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、自由金利型定期預金 (M型) 規 定 < スーパー定期 > 、自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 < スーパー定期 > 、 自由金利型定期預金規定 < 大口定期 > 、自動継続自由金利型定期預金規定 < 大口定期 > 、 期 > 、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、変動金利定期預金 規定、自動継続変動金利定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定

<その他>

当座勘定規定(一般用)、けんしんインターネットバンキングサービスご利用規定、 けんしんビジネスバンキング利用規定

2. 改定日 令和2年4月1日(水)

※令和2年3月31日以前に開設済みの口座については、令和2年4月1日から改定後 の預金規定を適用させていただきます。

3. 改定後預金規定

改定後の預金規定全文につきましては、当組合ホームページの<u>預金規定集</u>をご覧いただくか、当店窓口までお問合せください。